## 学校感染症と出席停止期間の基準

○新型コロナウイルス感染症は『指定感染症』として定められていますので、第一種の学校感染症となります。

学校感染症と出席停止期間		
	感染症名	出席停止となる期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、	治癒するまで
	痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブル	
	グ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリ	※左記以外に「感染症の予防及び感染症の患者に対する
	ア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナ	医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定
	ウイルスであるものに限る)、中東呼吸器	する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及
	症候群(MERS コロナウイルスであるもの	び「新感染症」は、第一種の感染症とみなす。
	に限る)、特定鳥インフルエンザ(H5N1	
	型)、新型コロナウイルス感染症	
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過
	び新型インフルエンザ等感染症を除く)	するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物
		質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下線炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経
		過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後二日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれ
	髄膜炎菌性髄膜炎	がないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感	病状により学校医その他の医師において感染のおそれ
	染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結	がないと認めるまで
	膜炎(はやりめ)、急性出血性結膜炎(アポ	
	ロ病)その他の感染症	

なお、この第一種の学校感染症および第二種の学校感染症については、以下の場合も、出席停止とすることができるとされています。

- ①第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
- ②第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ③第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。